

議第1号

松本都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設
（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の
位置について

令和2年(2020年)6月5日提出
長野県都市計画審議会長

2都第73号
令和2年(2020年)5月21日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

松本都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設
（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の
位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に
付議します。

議第1号

松本都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

松本都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について

1 申請者

松本市大字笹賀7170番地3

株式会社 エコロジカル・サポート

代表取締役 本郷 重美

2 建築場所又は築造場所

松本市大字笹賀7157番1、7158番1、7159番1、7170番3

3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

敷地面積：

前回許可（H10）	計画
1,315.00m ²	3,560.90m ²

主要用途：一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設

工事種別：改築

建物規模：

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	334.04m ²	584.19m ²	918.23m ²
延べ面積	409.46m ²	1,003.34m ²	1,412.80m ²

処理内容及び処理能力：

施設名	処理品目	処理能力	
		前回許可 (H10)	計画
焼却施設	産業廃棄物	16.8 t /日	31.2 t /日
	一般廃棄物	—	

建築基準法第51条

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

建築基準法施行令第130条の2の2（抜粋）

（位置の制限を受ける処理施設）

第130条の2の2 法第51条本文（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
 - イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設
 - ロ 略

廃棄物処理法施行令第5条（抜粋）

（一般廃棄物処理施設）

第5条 法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5 t 以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2 m²以上）のごみ処理施設とする。

2 略

廃棄物処理法施行令第7条（抜粋）

（産業廃棄物処理施設）

第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一 略

二 略

三 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 1日当たりの処理能力が5m³を超えるもの

ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの

ハ 火格子面積が2m²以上のもの

四 略

(産業廃棄物処理施設)

五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第十四号の廃油処理施設を除く。）

イ 1日当たりの処理能力が1m³を超えるもの

ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの

ハ 火格子面積が2m²以上のもの

六 略

七 略

八 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの

ロ 火格子面積が2m²以上のもの

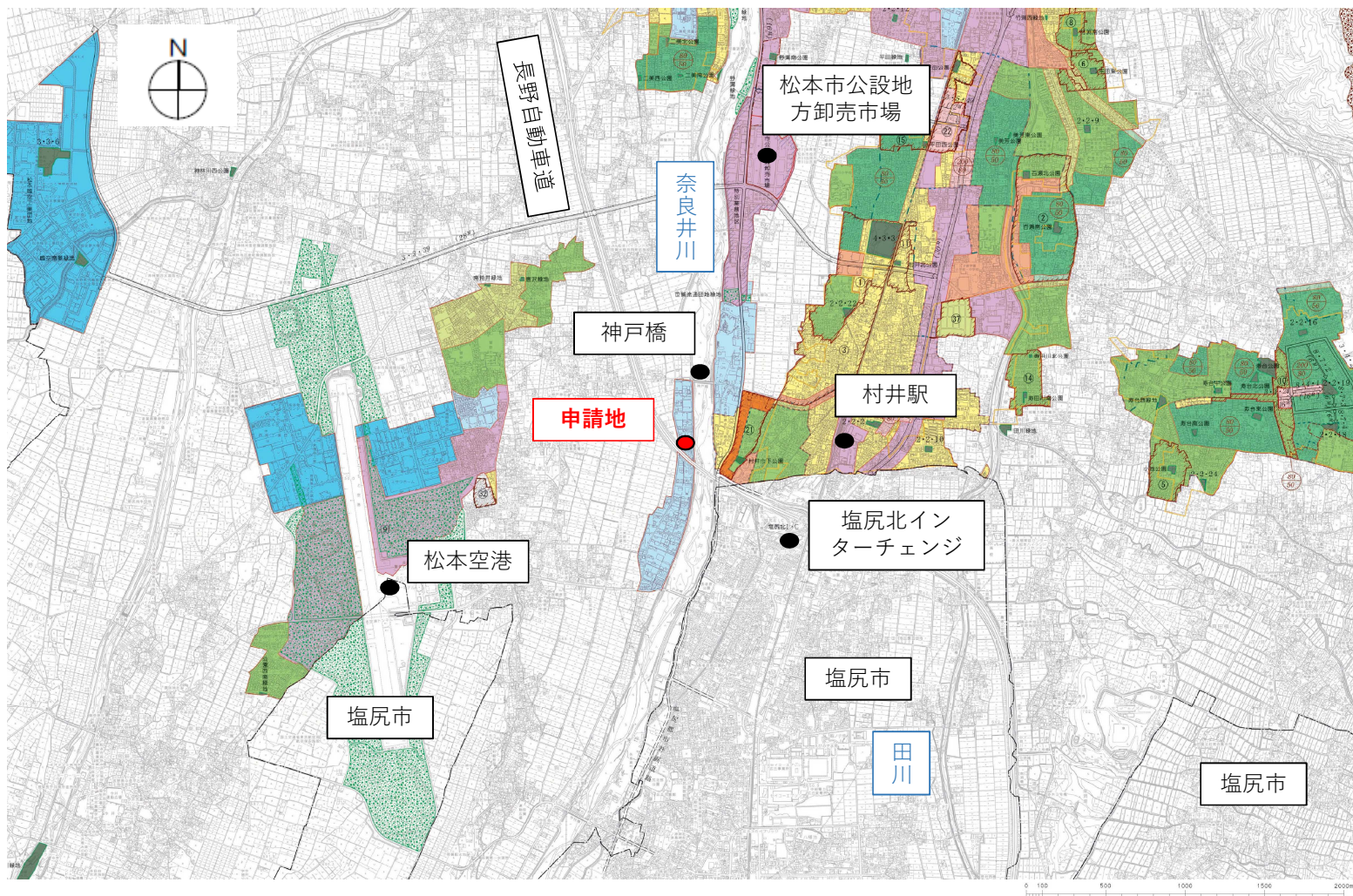
八の二 略

(産業廃棄物処理施設)

- 十三の二 産業廃棄物の焼却施設（第三号、第五号、第八号及び第十二号に掲げるものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの
 - ロ 火格子面積が2㎡以上のもの
- 十四 略

松本都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置図

資料1-1

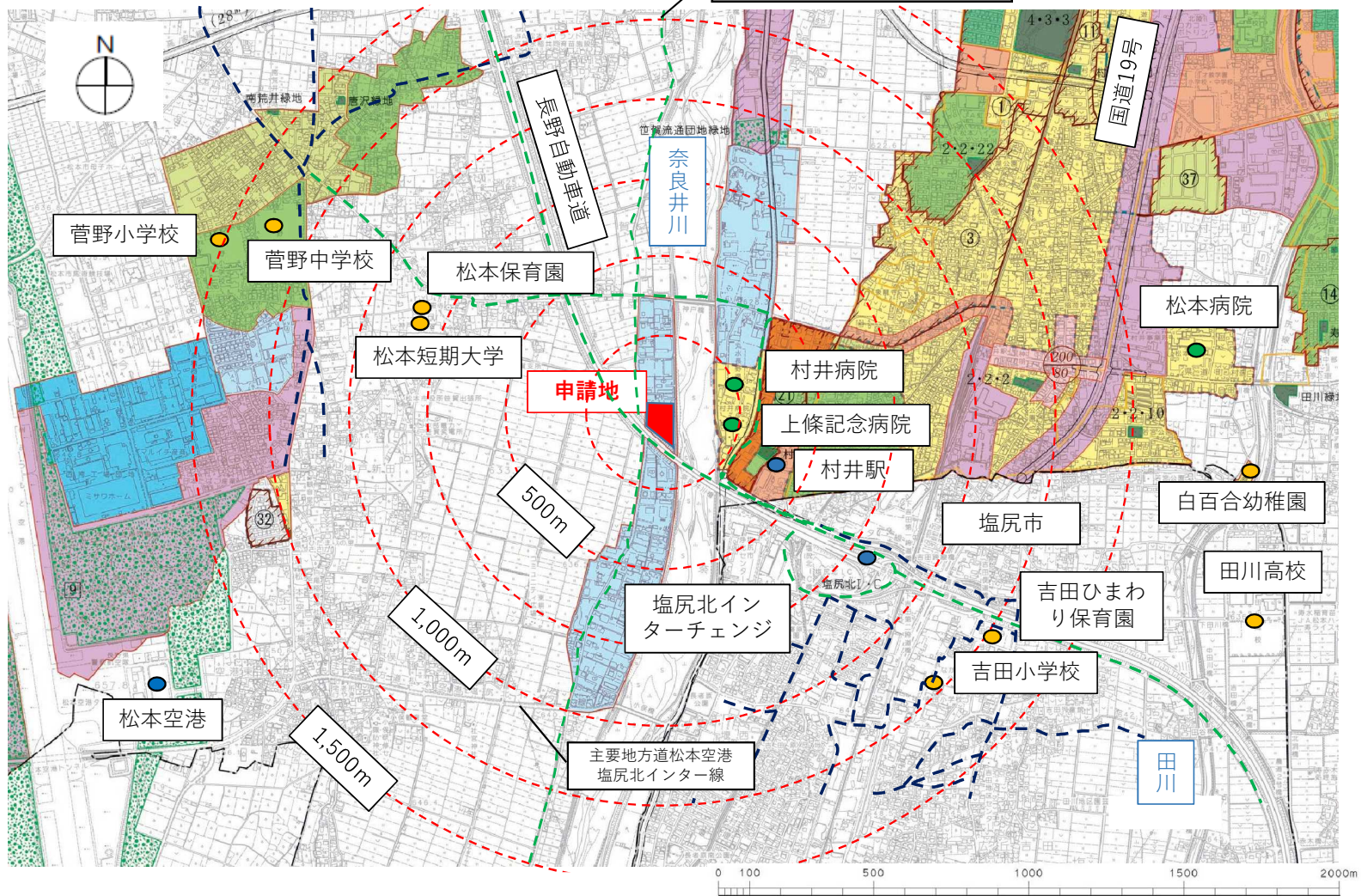


凡 例		
	行政区域界	
	都市計画区域界	
	市街化区域界	
	都市計画道路	
	市公園・緑地	
	施設	
	その他の都市施設	
	風致地区	
	防火・準防火地区	
	高度地区	
	特別業務地区	
	土地区画整理区域	
	人口集中地区	
	地区計画区域	
	高度利用地区	
	建築協定	
	駐車場整備地区	
	都市機能誘導区域	
	居住誘導区域	
	用途地域区分	
	第1種低層住居専用地域	容積率 20%
	第2種低層住居専用地域	容積率 25%
	第1種中高層住居専用地域	容積率 25%
	第2種中高層住居専用地域	容積率 30%
	第1種住居地域	容積率 25%
	第2種住居地域	容積率 25%
	準住居地域	容積率 25%
	近隣商業地域	容積率 25%～30%
	商業地域	容積率 30%～40%
	準工業地域	容積率 25%
	工業地域	容積率 25%
	工業専用地域	容積率 25%
	用途地域指定の無いもの	容積率 25%

周辺施設位置図（松本都市計画図）

資料1-2

至主要地方道松本環状高家線



凡 例	
	行政区域界
	都市計画区域界
	市街化区域界
	都市計画道路
	市公園・緑地
	校舎
	その他の都市施設
	風致地区 (第1種・第2種)
	防火・準防火地域
	高度地区
	特別農業地区
	土地区画整理区域
	人口集中地区 (平成27年)
	地区計画区域
	高度利用地区
	建築協定
	駐車場整備地区
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域

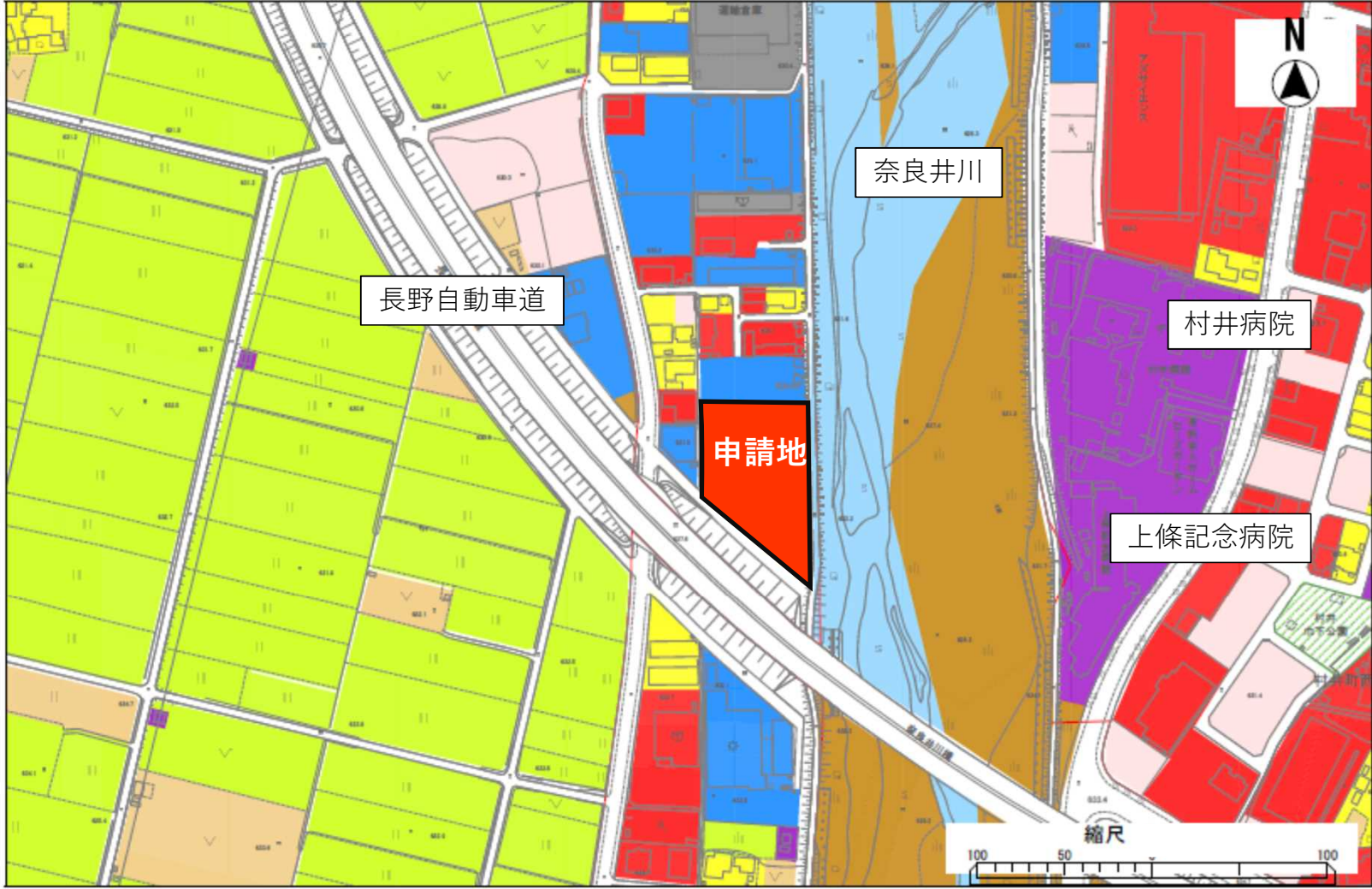
用途地域区分	形勢区分	形状区分
	第1種低層住居専用地域	①
	第2種低層住居専用地域	②
	第1種中高層住居専用地域	③
	第2種中高層住居専用地域	④
	第1種住居地域	⑤
	第2種住居地域	⑥
	準住居地域	⑦
	近隣商業地域	⑧
	商業地域	⑨
	準工業地域	⑩
	工業地域	⑪
	工業専用地域	⑫
	用途地域指定のないもの	⑬

- 教育施設
- 福祉施設
- 公共施設
- 通学路
- 運搬車両経路



周辺土地利用図

資料1-4



凡例

その他の空地
その他の公的施設用地
その他の自然地
交通施設用地
公益施設用地
公共空地
工業用地
山林
住宅用地
商業用地
水面
田
畑

運搬車両経路及び周辺状況写真

資料1-5

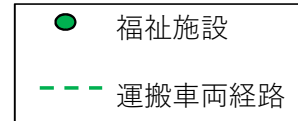
① 市道6012 幅員7.10～5.80m



② 市道6012 幅員7.10～5.80m



③ 市道6012 幅員7.10～5.80m



④ 市道6012 幅員7.10～5.80m



⑤ 市道6195 幅員4.90～5.80m



⑥ 市道6197 幅員4.80～5.50m



現況配置図及び敷地内写真

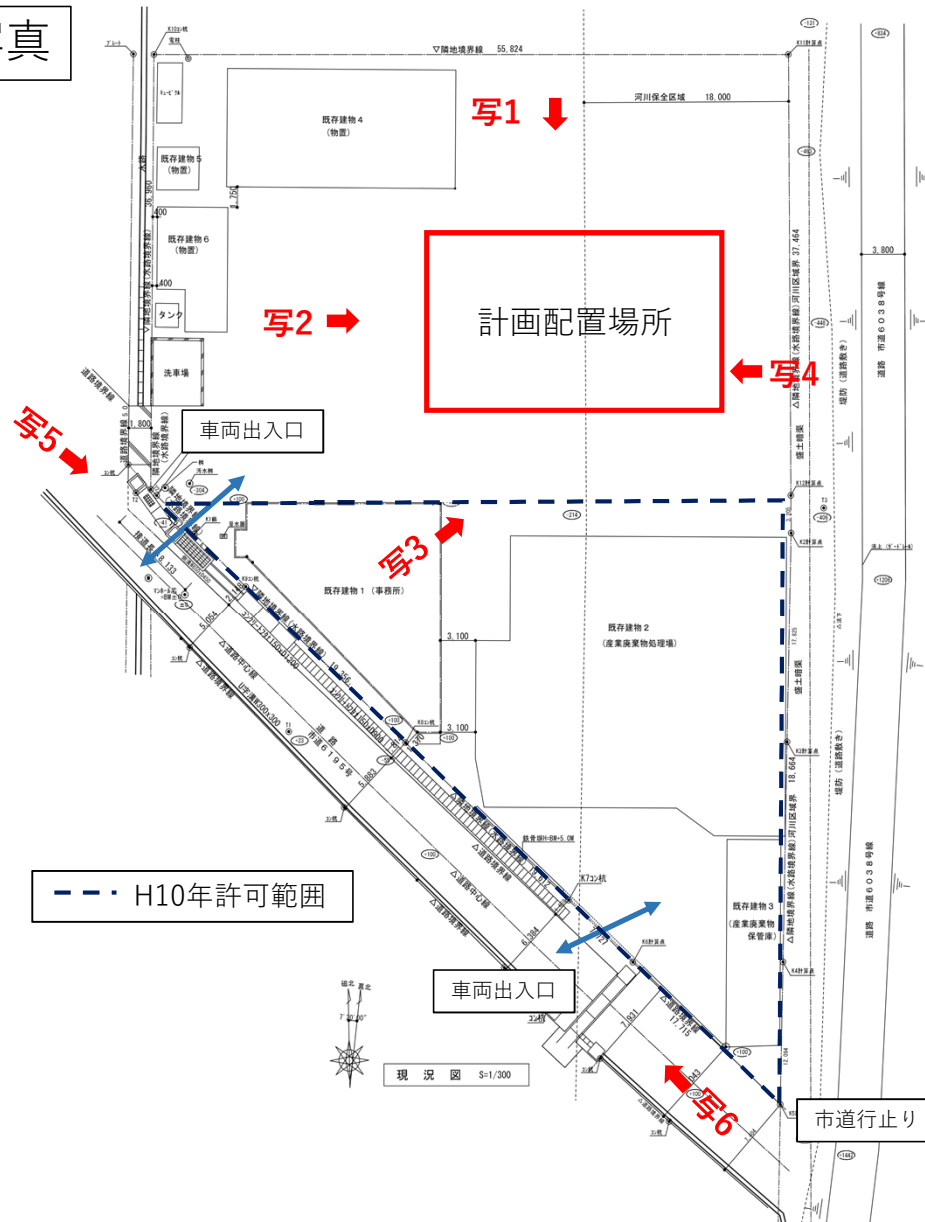
写1 北側からの計画予定地写真



写2 西側からの計画予定地写真



写3 南西側からの計画予定地写真



資料1-6

写4 東側からの計画予定地写真



写5 松本市道の北東部からの写真

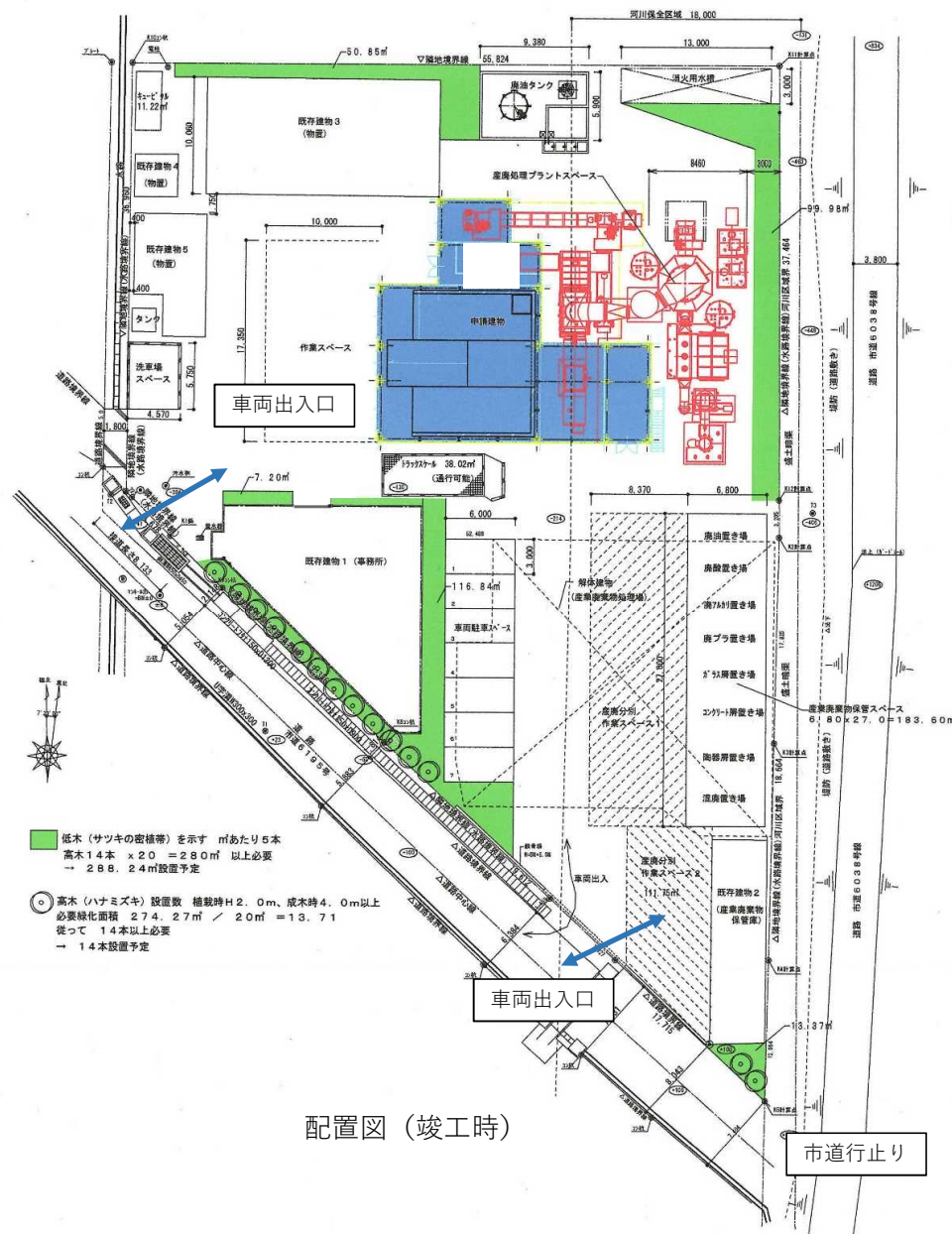


写6 松本市道の南西部からの写真



計画配置図

資料1-7

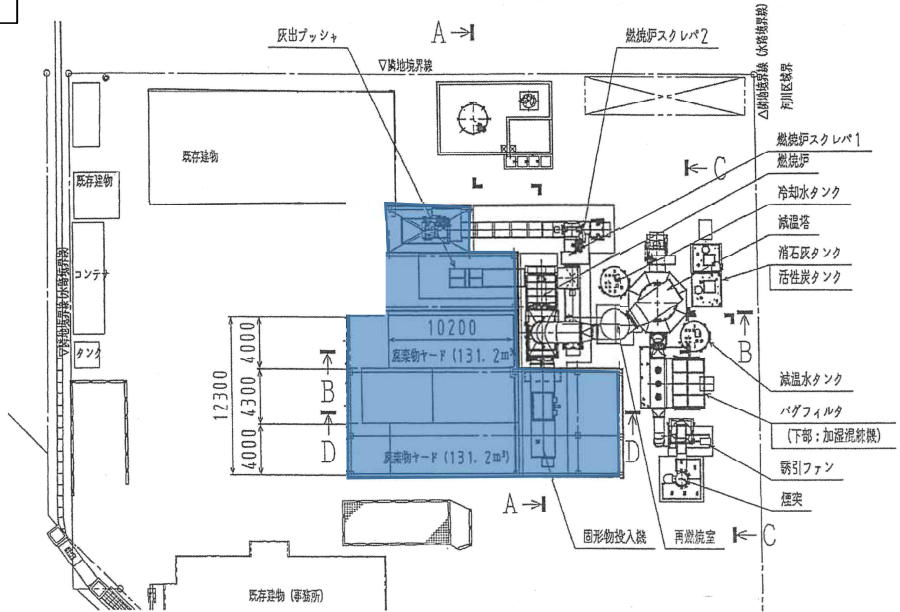


- 低木 (サツキの密植帯) を示す ㎡あたり5本
高木14本 x 20 = 280㎡ 以上必要
→ 288.24㎡設置予定
- 高木 (ハナミズキ) 設置数 植栽時H2.0m、成木時4.0m以上
必要緑化面積 274.27㎡ / 20㎡ = 13.71
従って 14本以上必要
→ 14本設置予定

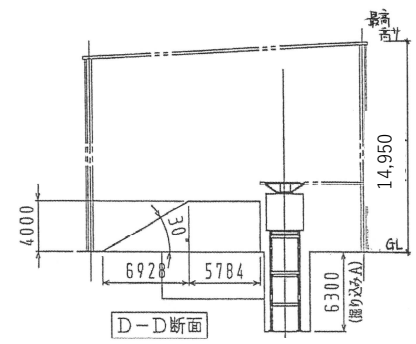
配置図 (竣工時)

焼却炉配置図・立面図

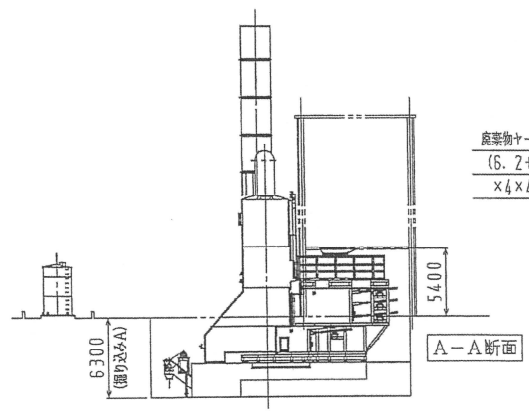
資料1-8



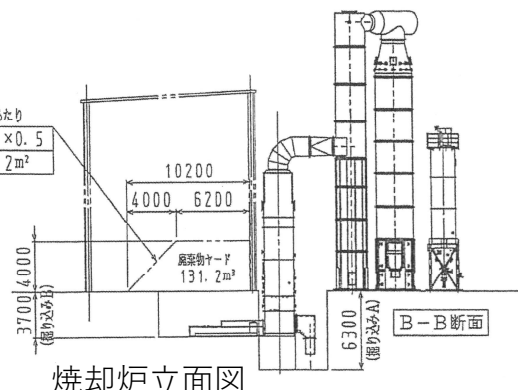
焼却炉配置図



D-D断面

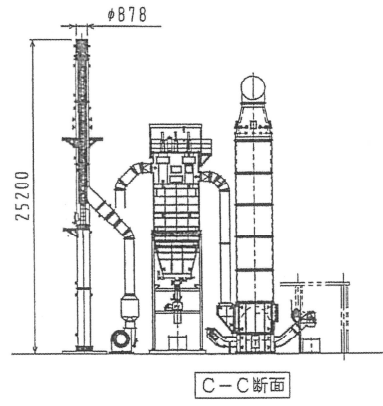


A-A断面



B-B断面

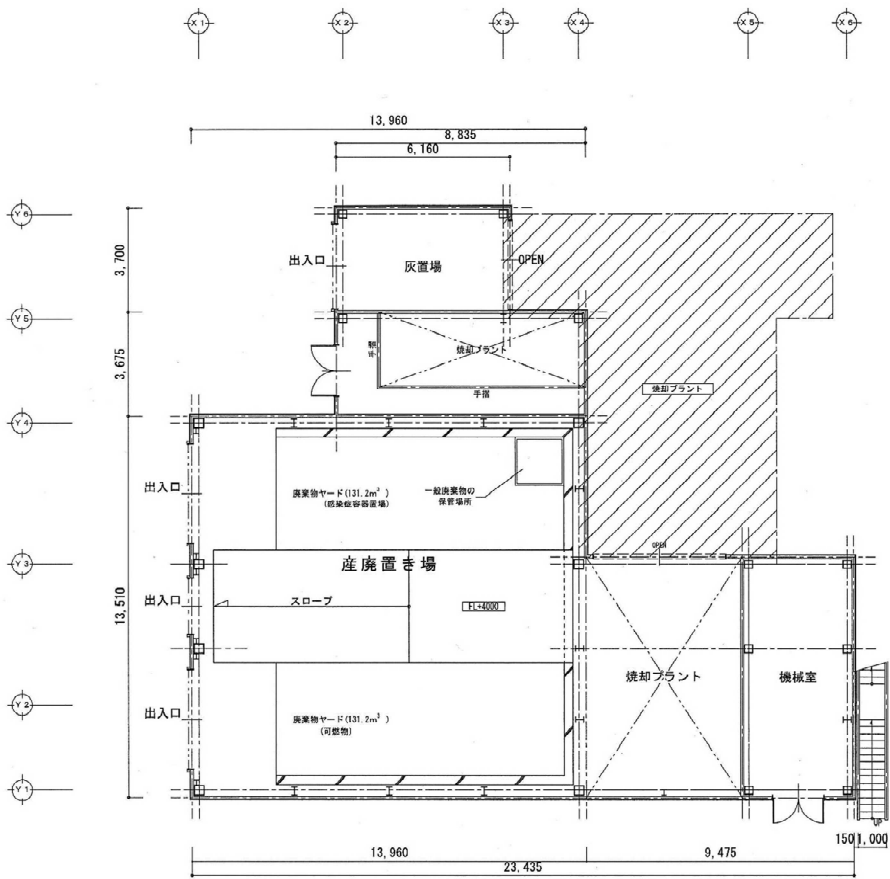
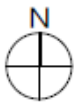
焼却炉立面図



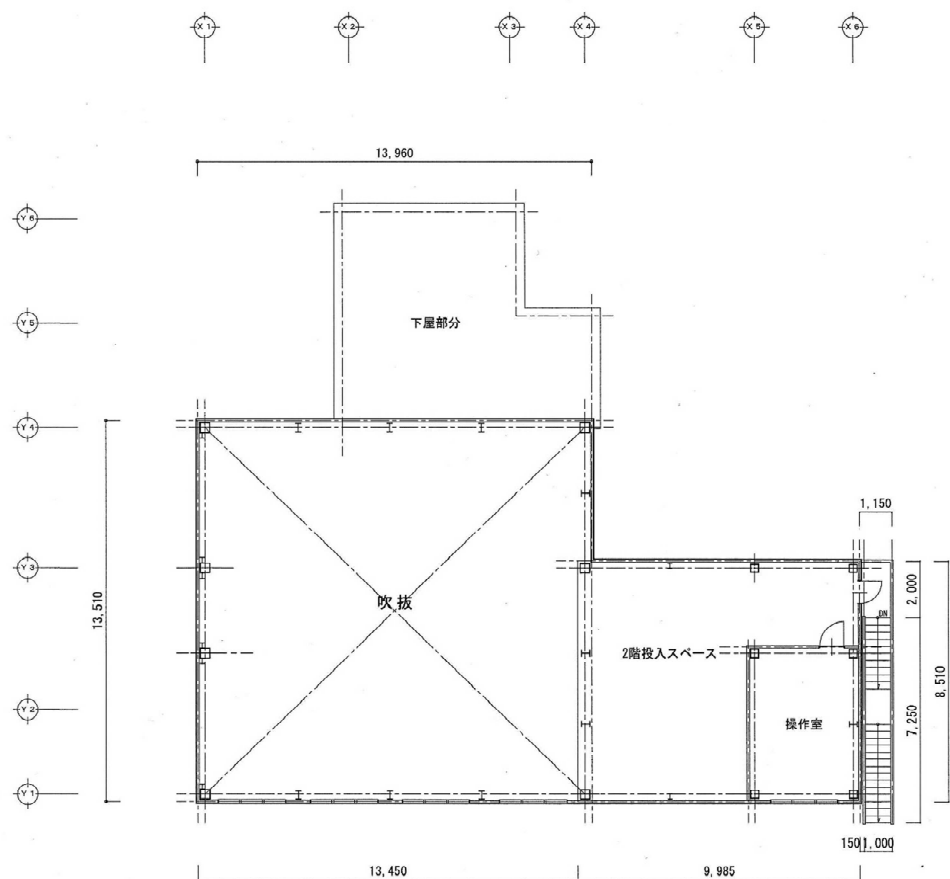
C-C断面

焼却炉建屋平面図

資料1-9



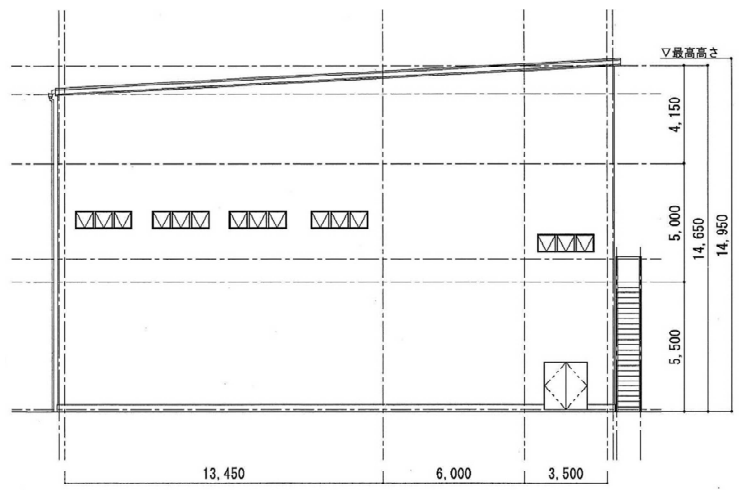
1階 平面図



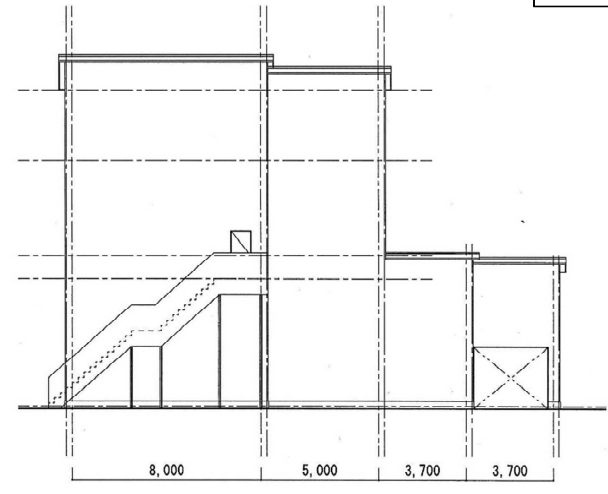
2階 平面図

烧却炉建屋立面图

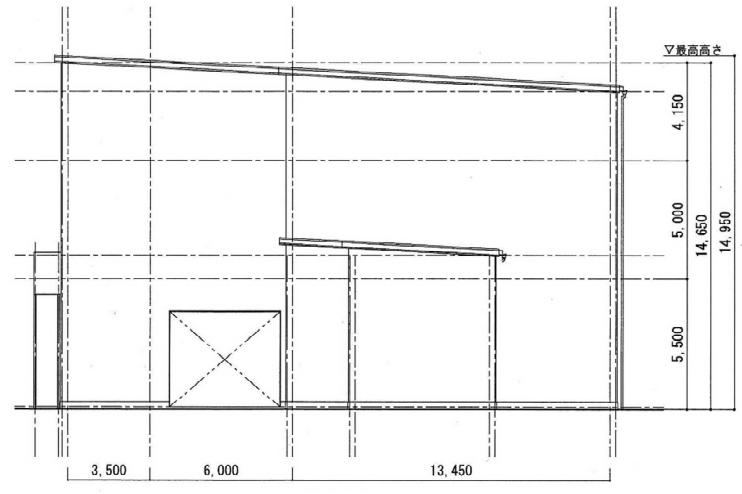
資料1-10



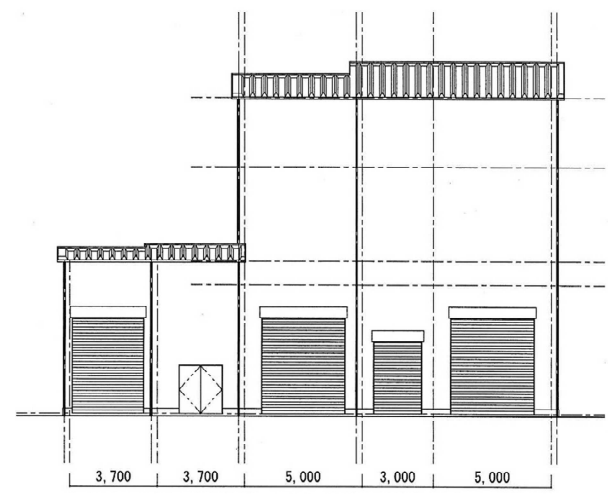
南立面图



東立面图



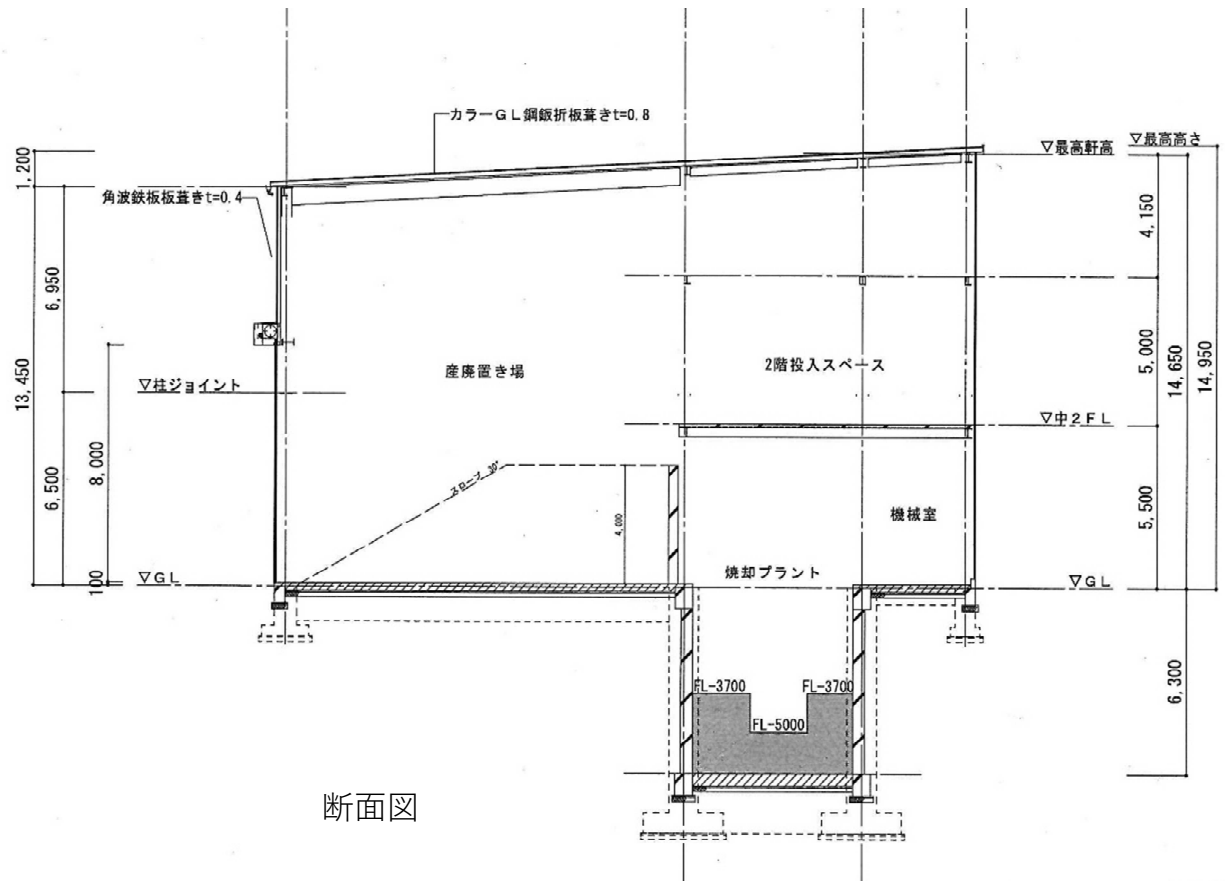
北立面图



西立面图

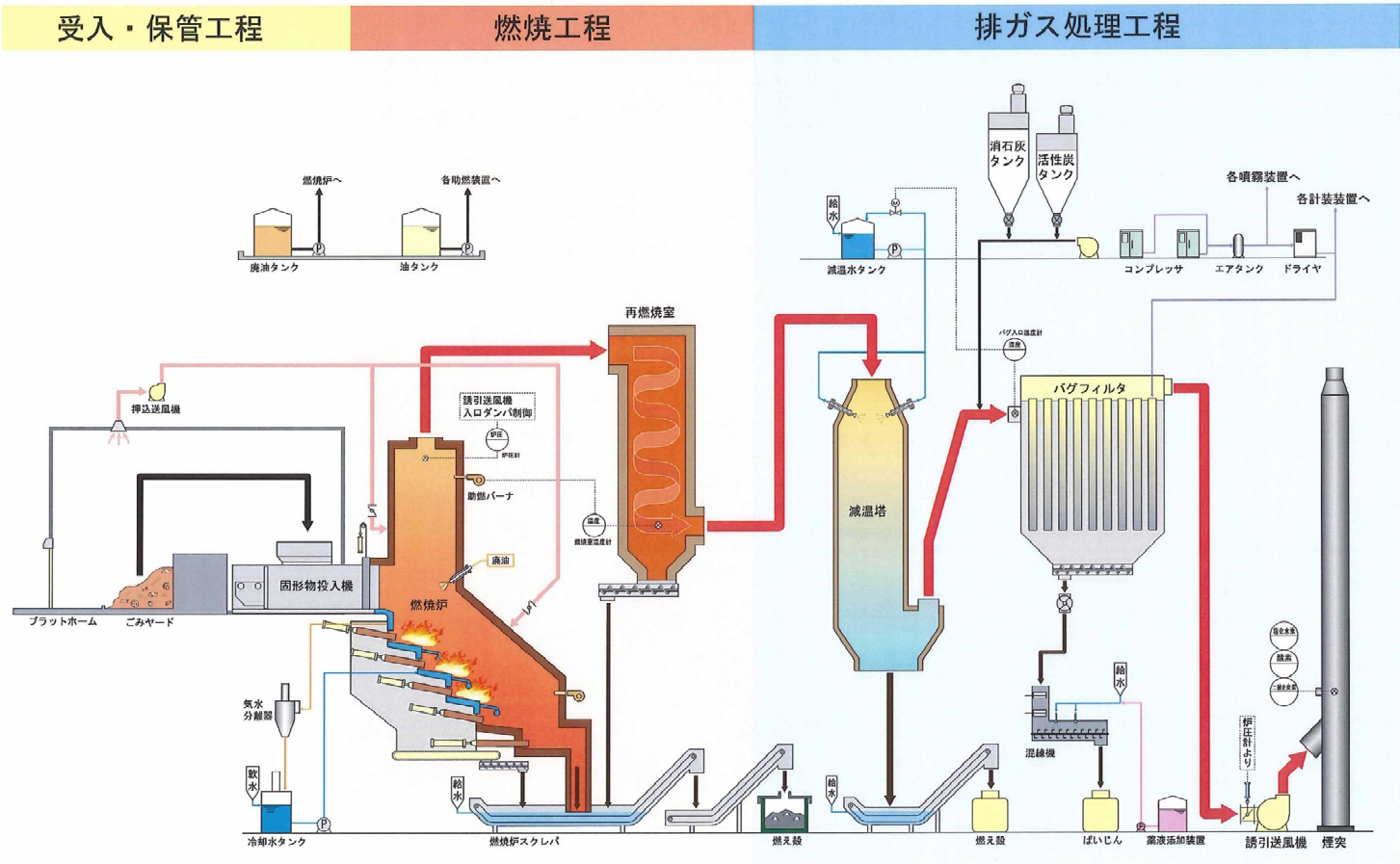
焼却炉建屋断面図

資料1-11



断面図

廃棄物焼却施設 フローシート



場内運搬経路（計画図）・騒音及び振動レベル・煙突排ガス計画値

資料1-13

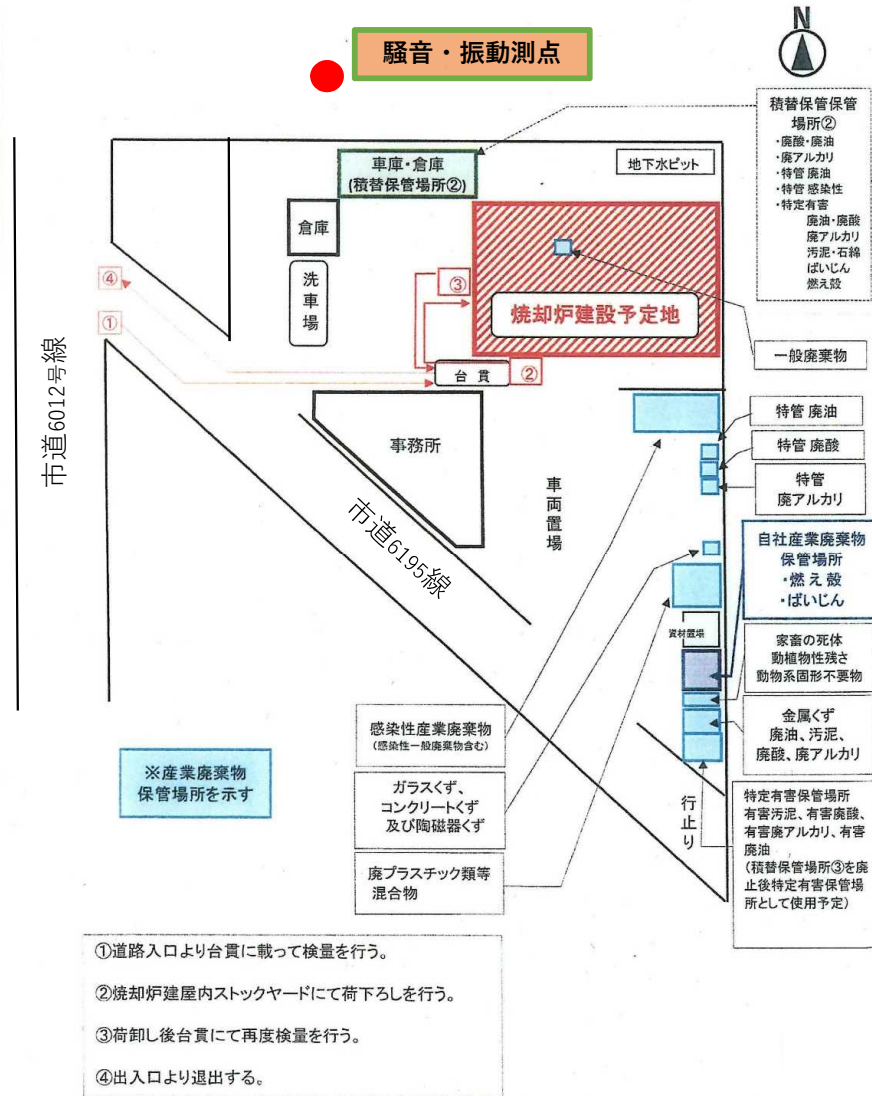


表 騒音及び振動レベルの評価

	騒音レベル評価 (dB)			振動レベル評価 (dB)		
	基準	現状	予測	基準	現状	予測
測点地 昼間	70	56	61	70	30	41
測点地 夜間	65	53	60	65	27	41
備考	松本市公害防止条例（特 定工場等において発生す る騒音規制） ：第4種区域			振動規制法 ：第2種区域		

表 煙突排ガス計画値

項目	単位	計画値	法規制値
硫酸化合物	ppm	32 (K値換算：0.31)	K値14
窒素化合物	ppm	250	250
ばいじん量	g/m ³ N	0.04	0.08
塩化水素	mg/m ³ N	327	700
水銀	μg/m ³	30	30
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	5	5

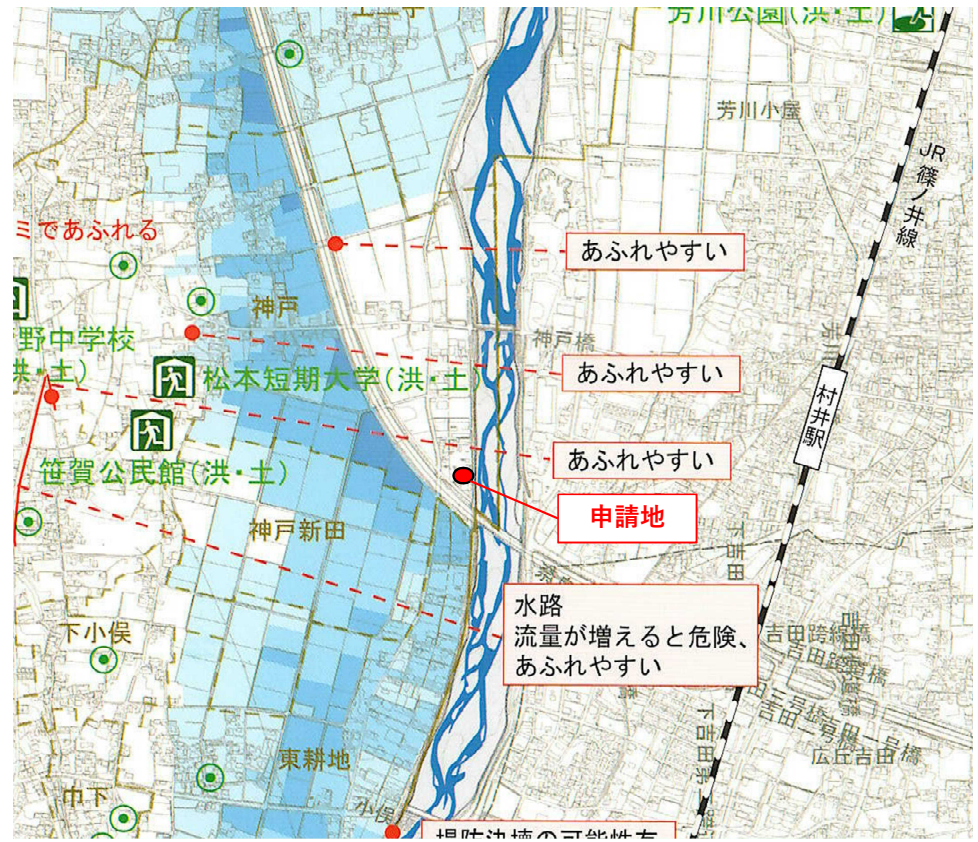
項目	判断基準	判断結果（可とした理由）
周囲の状況	①宅地化、市街化が促進される区域でないこと	申請地は、工業地域内に位置するとともに、東側は奈良井川、長野自動車道を挟んだ西側一帯は農業振興地域に指定された農地が広がっていることから、宅地化及び市街化が促進される可能性は低い地域である。
	②近隣に教育施設、福祉施設が存在しないこと	教育施設は、800m以上離れている。福祉施設は、上條記念病院及び村井病院が直線距離で約200mの位置にあるが、申請地とは奈良井川を挟んだ対岸である。
	③災害発生の恐れが高い区域で、その災害により周辺へ二次的被害拡大の恐れがないこと	ハザードマップでは、土砂災害警戒区域外、浸水想定区域外であるため、災害により周辺へ二次被害が拡大する恐れはないと考えられる。なお、奈良井川が近接しているため、記録的な大雨等により浸水が想定される場合は、廃棄物の管理を徹底するとともに、敷地周辺に土嚢を設置し、敷地内への水の侵入を防ぐ計画である。

松本市ハザードマップ

資料1-15



広域図



拡大図

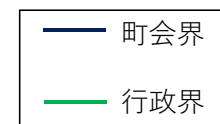
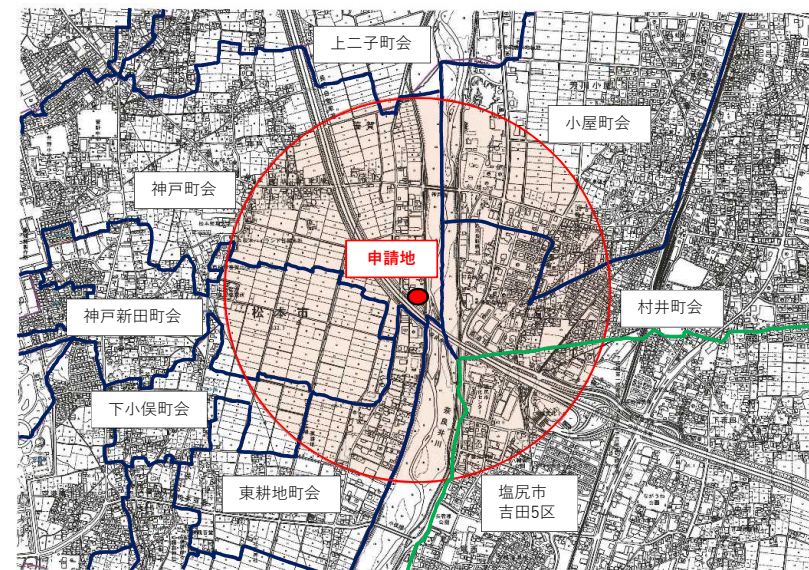
項目	判断基準	判断結果（可とした理由）
環境への配慮	①施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して適合することが確実であると認められること	<p>施設から発生する排出ガスは、水噴霧冷却後、消石灰噴霧による酸性ガスの除去、活性炭噴霧によるダイオキシン類の吸着除去、バグフィルターによるばいじんの集塵除去を経て大気拡散を行う。</p> <p>焼却施設は水循環型のクローズドシステムであるため、施設稼働による排水はない。雨水は地下貯水槽に貯めた後にバキューム車により吸引し、焼却施設の冷却水として利用する。</p> <p>騒音は、松本市公害防止条例（特定工場等において発生する騒音規制）の第4種区域に属するが、昼夜間共に基準値以下となる。</p> <p>振動は、振動規制法の第2種区域に属するが、昼夜間共に基準値以下となる。</p> <p>廃棄物は、燃焼炉建屋内及びストックヤードの建物内にて保管を行い、施設外への飛散流出を防止する。悪臭対策としては、密閉容器を使用するとともに施設内清掃を実施し清潔に保ち、必要に応じて消臭剤等の薬剤散布を行う。</p>

項目	判断基準	判断結果（可とした理由）
運搬車両の周辺地域への影響	①交通渋滞による道路交通に支障がないこと	施設の前面道路へ接続する市道6012号線は、施設の処理能力が1日当たり14.4 t 増加することにより、1日35台（往復70台）の運搬車両の増加が想定される。営業時間である8時から17時の間において、1時間当たり平均4.4台（往復8.8台）の増加であるため、交通渋滞による道路交通に支障はないと考えられる。
	②交通安全上支障がないこと	運搬車両は2～4 t 車が主であること、社内で安全運転教育及び健康管理を徹底していることにより、交通安全上支障はないと考えられる。
景観への配慮	①施設の高さ、大きさに応じて植栽等により、景観への配慮がされていること	松本市景観条例に適合しており、道路から見渡せる範囲の敷地境界沿いに植栽を計画している。

事業計画の説明会

資料1-18

説明会年月日 平成30年	町会	産業廃棄物の中間処理施設（焼却） 及び一般廃棄物ごみ処理施設（焼却）の事業計画の承認	
		承認者	承認日 平成30年
9月20日	村井町会	村井町会 町会長	10月16日
9月21日	神戸町会	神戸町会 町会長	10月1日
9月22日	東耕地町会	東耕地町会 町会長	10月1日
9月22日	上二子町会	上二子町会 町会長	9月28日
9月22日	神戸新田町会	神戸新田町会 町会長	10月9日
9月29日	吉田5区 (塩尻市)	吉田5区 区長	10月10日
9月29日	小屋町会	小屋町会 町会長	10月16日
9月29日	下小俣町会	下小俣町会 町会長	10月22日



平成30年9月21日
神戸町会
(出席住民7名)
神戸公民館

(質問1) 計画施設のフローシート図の中で、焼却施設から発生する「燃え殻」「ばいじん」といった廃棄物の最終的な処分はどのように行っているか。

(回答1) 「燃え殻」「ばいじん」は管理型最終処分場へ運ばれて埋め立て処分されます。また、一部は再生リサイクルを行う業者に運ばれて、焼成処分され再生砕石などにリサイクルされます。

(質問2) 風向きによっては臭気が漂う可能性も考えられますが、平成16年に取得したISO14001には臭気に関する環境基準はありますか。

(回答2) 当社では悪臭濃度測定を毎年行っており、その測定結果については当社ホームページにて公表いたしております。結果において異常値は検出されておられません。ただし、測定結果はあくまでも測定時のものであり、もし当社が原因と考えられる悪臭を感じたときには速やかにご一報いただいで、当社がその発生源であるかを一緒にご確認頂きたいと思っております。

平成30年9月22日
神戸新田町会
（出席住民8名）
神戸新田公民館

（質問1）もし、大きな地震が起きた場合にはどのような対応をするようになっているのか。

（回答1）当社が施工した施設の実績でいうと新潟中越地震、東日本大震災、今年の大阪北部地震、北海道東部地震において、施設が倒壊・運転不能となった事例はありませんでした。施設の安全対策としては感震器を備え、揺れを感じた場合は直ちに自動停止するシステム対応がとられています。まずは安全に停止させ、すべての安全が確認できた後に稼働再開させるといった手順を取ります。（プラントメーカーより）

（質問2）今回、生活環境影響調査(環境アセス)を行う調査会社は、(株)エコロジカル・サポートのグループ企業ですか。

（回答2）資本関係等は一切ない、まったくの別会社です。当然のことながら、その調査会社は長野県の計量証明事業の登録を得た独立した企業でありますので、検査結果に忖度を加えることはありません。

平成30年9月22日
東耕地町会
（出席住民15名）
東耕地公民館

（質問1）事業エリア(回収エリア)はどの辺までか。

（回答1）長野県内においては、南は愛知県境の根羽村の診療所、北は野沢温泉村の診療所まで長野県内全域を活動エリアとしております。

（質問2）かなり広い収集エリアで営業されており、運搬道中が長距離になると思われます。運搬車両や運搬途中における廃棄物対策についてお聞かせ願いたい。また、長距離運転故に、過重労働による運転事故が起きないようにしていただきたい。

（回答2）県内広域にわたるため、移動に関しては高速道路を多用しております。当社の保有する運搬車両の大半は箱形バン車両であり、走行中の飛散落下・臭気拡散の恐れを低減しております。また、万が一に備えて車両に消毒用の次亜塩素酸を備えております。当然ではありますが、(特別管理)産業廃棄物運搬基準に則した運搬容器、および車両を使用しております。運搬車両運転者の教育と健康管理を徹底し、安全運転に努めます。

事業計画の同意

資料1-22

説明年月日	町会	産業廃棄物の中間処理施設（焼却）及び一般廃棄物ごみ処理施設（焼却）の施設建設に対する同意
令和元年9月26日	神戸町会、神戸新田町会、東耕地町会	同意者：3町会長 同意日：令和元年10月11日

松本市都市計画審議会

審議会開催年月日	結果報告年月日	結果
令和2年1月30日	令和2年2月18日	原案のとおり可決、承認